

報道機関各位

都市計画課建築係

タイトル 空家等活用促進特別区域の指定申出案の縦覧について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

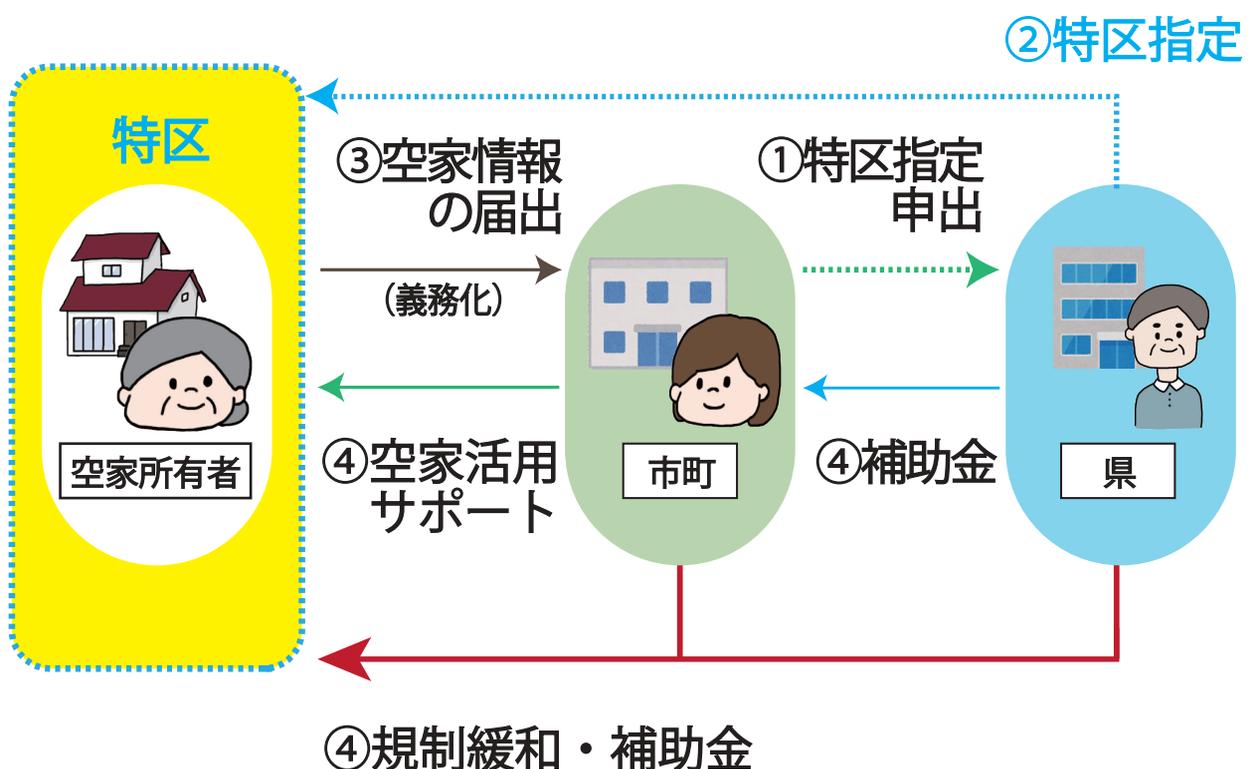
行事・事業名	空家等活用促進特別区域の指定申出案の縦覧
日時	縦覧期間 令和5年2月28日～同年3月14日（土・日は除く）
場所・住所	縦覧場所 ・兵庫県まちづくり部住宅政策課 ・市役所2階 都市計画課 ・坂越公民館
<p>趣旨・目的（PRしたいこと）</p> <p>市は、坂越地区内の一部区域を、県から県条例に基づく「空家等活用促進特別区域（特区）」（空家等の活用を特に促進する必要がある区域）として特区指定されることを目指し、指定申出をします。</p> <p>この度、市で作成した指定申出案について、特区を指定する県による縦覧が行われます。<u>指定申出案に意見のある、空家等活用促進特別区域内の土地及び建築物の所有者又は管理者、住民並びに利害関係人は、兵庫県知事宛てに意見書を提出できます。</u></p> <p>【縦覧期間】 令和5年2月28日（火）～同年3月14日（火）（土・日は除く）</p> <p>【空家等活用促進特別区域の指定申出案の縦覧場所】</p> <ul style="list-style-type: none">・兵庫県庁1号館11階 まちづくり部住宅政策課・市役所2階 都市計画課 ・坂越公民館 <p>※縦覧期間中は兵庫県ホームページで閲覧できます。 (https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks26/akiyakatsuyoutokku-shitei.html)</p> <p>【提出方法】</p> <p>指定申出案に対する意見と住所、氏名、年齢を記入のうえ、兵庫県まちづくり部住宅政策課へ郵送又は持参により提出してください。書式は自由です。</p> <p>住所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話：078-341-7711</p>	
問い合わせ先	部課係名：建設部都市計画課建築係 担当者名：長棟、山本 電話：0791-43-6827 内線（ 2207 ） F A X：0791-43-6974

○添付資料 (有)・(無) ○ホームページへの掲載 (有)・(無) ○議会報告 (有)・(無)

制度の仕組み

空家等活用促進特別区域(特区)として指定したい区域を地域の方と相談の上で市町が申し出し、県が指定します。特区に指定されると、特区内の空家の所有者は市町に対して空家情報を届け出ることになります。この空家情報を基に、**1 空家活用サポート、2 規制緩和、3 補助金**により、空家の活用をしやすくします。

空家活用特区制度のイメージ



もつと集中的に。 もつと手厚く。 空家の活用を 手伝います。

近所に空家が増えていませんか？

そのうち空家は減っていくと思いませんか？

残念ながら、空家は今後も増えることが

予想されています。

でも、「空家活用特区制度」を使えば、

空家を減らすことができるかもしれません。

